

特集
まえがき

特集 平和への権利と日本国憲法

前田 朗

1946年日本国憲法前文第2段落は「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と明記した。

ここから、憲法学においては平和的生存権の思想と論理が構築され、平和学においては積極的平和主義の射程が解明された。他方、日本国憲法第9条は戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認という形で消極的平和主義を確認した。平和的生存権を要とした積極的平和主義と消極的平和主義の両輪が日本国憲法の平和主義の特徴といえる。いうまでもなく、かつての日本のアジア侵略と植民地支配への反省が込められていた。憲法学及び護憲運動の中ではこのような意味での日本国憲法の歴史的意義を踏まえて、9条擁護の論陣が張られてきた。

とはいえ、日本国憲法の平和主義の世界史的位置と意義が十分理解されてきたとは言いがたい。このため東アジアの「冷戦構造」のもと、日本国憲法の平和主義の意義を否定する論調や、その上に展開された改憲論に十分に対応できない面も残された。

例えば、9条が世界で唯一の非武装憲法であるかのような誤解がある。1926年リヒテンシュタイン憲法、1948年コスタリカ憲法、

1979年キリバス憲法、1994年パナマ憲法の非武装条項には十分な視線が向けられてこなかった。2005年ブルンジ憲法の平和的生存権条項も憲法学は無視してきた。これでは日本国憲法の平和主義の世界史的位置と意義を的確に把握できない。

こうした知見を提供してくれたのが、国連において平和への権利宣言を採択することを求めた平和への権利世界キャンペーンであった。日本のNGOも初期から加わった平和への権利宣言キャンペーンの過程で、日本国憲法の平和主義、長沼訴訟自衛隊違憲・札幌地裁判決、イラク自衛隊派遣違憲・名古屋高裁判決が国際社会に紹介された。同時に、コスタリカやコロンビアにおける平和への権利容認判決の存在が紹介された。世界各地の平和運動の歴史と現在がこれまで以上に日本に伝わった。

日本国憲法の平和主義は孤立していない。平和を求める世界の民衆運動の展開が、9条の歴史的意義にふたたび光を当てている。平和への権利、クラスター爆弾禁止、劣化ウラン弾禁止、核兵器廃絶を求める民衆の闘いが、日本国憲法の平和主義の先駆的意義を浮き彫りにする。難民、移住者、マイノリティ等の権利擁護運動が戦争と構造的暴力への批判をさらに要請する。こうした認識のもと、安倍改憲論の虚妄を批判し、9条護憲の必然性と正当性を世界規模で論証することが私たちの課題である。

(まえだ・あきら：『日本の科学者』客員編集委員、
東京造形大学・戦争犯罪論)